

春日部市環境センター条例の一部を改正する条例

春日部市環境センター条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の章又は条の表示及びそれに対応する改正後の欄の章又は条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の章又は条を当該改正後の欄の章又は条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の章又は条に対応する改正後の欄の章又は条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の章又は条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前												
目次	目次												
第4章 クリーンセンター（第16条— <u>第21条</u> ）	第4章 クリーンセンター（第16条— <u>第20条</u> ）												
<u>第5章</u> 資源選別センター（ <u>第22条—第27条</u> ）	<u>第5章</u> クリーンセンター庄和（第21条—第26条）												
<u>第6章</u> 一般廃棄物最終処分場（ <u>第28条—第31条</u> ）	<u>第6章</u> 資源選別センター（ <u>第27条—第31条</u> ）												
<u>第7章</u> 補則（ <u>第32条</u> ） （名称及び位置）	<u>第7章</u> 資源選別センター庄和（第32条—第37条）												
第2条	<u>第8章</u> 一般廃棄物最終処分場（ <u>第38条—第41条</u> ）												
(2)	<u>第9章</u> 補則（ <u>第42条</u> ） （名称及び位置）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市豊野環境衛生センター</td> <td>春日部市豊野町三丁目6番地</td> </tr> <tr> <td>春日部市クリーンセンター</td> <td>春日部市豊野町三丁目9番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市豊野環境衛生センター	春日部市豊野町三丁目6番地	春日部市クリーンセンター	春日部市豊野町三丁目9番地1	第2条						
名称	位置												
春日部市豊野環境衛生センター	春日部市豊野町三丁目6番地												
春日部市クリーンセンター	春日部市豊野町三丁目9番地1												
(3)	(2)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市資源選別センター</td> <td>春日部市豊野町三丁目9番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市豊野環境衛生センター</td> <td>春日部市豊野町三丁目6番地</td> </tr> <tr> <td>春日部市クリーンセンター</td> <td>春日部市豊野町三丁目9番地1</td> </tr> <tr> <td>春日部市クリーンセンター庄和</td> <td>春日部市東中野848番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市豊野環境衛生センター	春日部市豊野町三丁目6番地	春日部市クリーンセンター	春日部市豊野町三丁目9番地1	春日部市クリーンセンター庄和	春日部市東中野848番地1
名称	位置												
春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1												
名称	位置												
春日部市豊野環境衛生センター	春日部市豊野町三丁目6番地												
春日部市クリーンセンター	春日部市豊野町三丁目9番地1												
春日部市クリーンセンター庄和	春日部市東中野848番地1												
(3)	(3)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市資源選別センター</td> <td>春日部市豊野町三丁目9番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市資源選別センター</td> <td>春日部市豊野町三丁目9番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1				
名称	位置												
春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1												
名称	位置												
春日部市資源選別センター	春日部市豊野町三丁目9番地1												

(遵守事項)

第8条

- (1) 施設内は、常に清潔に保つこと。
- (2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(遵守事項)

第14条

- (1) 施設内は、常に清潔に保つこと。
- (2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(遵守事項)

第20条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内は、常に清潔に保つこと。
- (2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(損害賠償)

第21条 (略)

(遵守事項)

第8条

- (1) 投入口は、常に清潔にしておくこと。
- (2) 火災、盗難の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(遵守事項)

第14条

- (1) 投入口は、常に清潔にしておくこと。
- (2) 火災、盗難の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(損害賠償)

第20条 (略)

第5章 クリーンセンター庄和

(業務)

第21条 春日部市クリーンセンター庄和(以下「クリーンセンター庄和」という。)は、クリーンセンターの施設、設備等が故障等により稼働できないときに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 粗大ごみの破砕及び選別並びに処理に関すること。
- (2) 不燃物の破砕及び選別並びに処理に関すること。

(使用の承認及び制限)

第22条 クリーンセンター庄和において、粗大ごみ又は不燃物を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、クリーンセンター庄和の処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

(搬入時間)

第23条 クリーンセンター庄和の搬入時間は、午

前9時から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休所日）

第24条 クリーンセンター庄和の休所日は、次に掲げるとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日。
ただし、その日が一般廃棄物の収集日に当たるときは除く。

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

（遵守事項）

第25条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）施設内をみだりに汚さないこと。

（2）所定の場所以外に出入りしないこと。

（3）施設の機能に支障を及ぼすような行為はしないこと。

（4）施設内で火気を使用しないこと。

（5）その他市長の指示した事項に違反しないこと。

（損害賠償）

第26条 使用者は、クリーンセンター庄和の施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

第6章 資源選別センター

（業務）

第27条 春日部市資源選別センター（以下「資源選別センター」という。）は、資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のうち、びん、かん類等の選別及び処理に関する業務（ペットボトルについては、合併前の春日部市の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）を行う。

（使用の承認及び制限）

第28条 （略）

（搬入時間）

第29条 （略）

第5章 資源選別センター

（業務）

第22条 春日部市資源選別センター（以下「資源選別センター」という。）は、資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のうち、びん、かん、ペットボトル等の選別及び処理に関する業務を行う。

（使用の承認及び制限）

第23条 （略）

（搬入時間）

第24条 （略）

(休所日)

第25条 (略)

(遵守事項)

第26条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内は、常に清潔に保つこと。
- (2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。
- (3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(損害賠償)

第27条 (略)

(休所日)

第30条 (略)

(損害賠償)

第31条 (略)

第7章 資源選別センター庄和

(業務)

第32条 春日部市資源選別センター庄和(以下「資源選別センター庄和」という。)は、資源物(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。)のうち、ペットボトルの選別及び処理に関する業務(合併前の庄和町の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。)を行う。

(使用の承認及び制限)

第33条 資源選別センター庄和において、資源物を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、資源選別センター庄和の処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

(搬入時間)

第34条 資源選別センター庄和の搬入時間は、午前9時から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第35条 資源選別センター庄和の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
ただし、その日が一般廃棄物の収集日に当たるときは除く。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

<p style="text-align: center;">第 6 章 一般廃棄物最終処分場 (廃棄物の処理)</p> <p>第28条 (略) (廃棄物の制限)</p> <p>第29条 (略) (搬入時間)</p> <p>第30条 (略) (休所日)</p> <p>第31条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 補則 (委任)</p> <p>第32条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(遵守事項)</p> <p>第36条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 施設内をみだりに汚さないこと。 (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。 (3) 施設の機能に支障を及ぼすような行為はしないこと。 (4) 施設内で火気を使用しないこと。 (5) その他市長の指示した事項に違反しないこと。</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第37条 使用者は、資源選別センター庄和の施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 一般廃棄物最終処分場 (廃棄物の処理)</p> <p>第38条 (略) (廃棄物の制限)</p> <p>第39条 (略) (搬入時間)</p> <p>第40条 (略) (休所日)</p> <p>第41条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 補則 (委任)</p> <p>第42条 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。